

## 通所介護(デイホーム)の名称に込められた想い

介護保険法では、通所介護(俗にいうデイサービス)を以下の通り定義しています。

「通所介護とは、要介護者・要支援者を老人デイサービスセンターに通わせて、その施設内において行なう入浴・食事の提供(これらに伴う介護を含む)、日常生活に関する相談・助言、健康状態の確認などの日常生活上の“世話”及び機能訓練を指します。

通所介護は、要介護者・要支援者を毎日介護する家族がその介護から一時的に解放される、という大きな役割を担っています。」・・・とあります！

さて、日常生活上の“世話”とは何でしょう？

いつの間にか、“世話”＝“サービス”になってしまい、通所介護＝デイサービスがあちこちに出来上がりました。“世話”と“サービス”は同義でしょうか？

補足:ちなみに、法文中の“老人デイサービスセンター”の名称は介護保険法制定以前からの名称で“介護保険法上の通所介護施設”＝(イコール)“老人デイサービスセンター”の関係は当たらないと思っています。

では、“世話”の本当の意味は何なのでしょう？ 私たちは以下のように解釈しています。

福沢諭吉(一万円札の人！)は、著書、学問のすすめの中でこのように言っています。

学問のすすめ 十四編 “世話”の字の義

世話の字に二つの意味あり、一は「保護」の義なり、一は「命令」の義なり。保護とは人の事につき傍より番をして防ぎ護り、或いはこれに財物を与え或いはこれがために時を費やし、その人をして利益をも面目をも失わしめざるように世話をすることなり。命令とは人のために考えて、その人の身に便利ならんと思うことを差図し、不便利ならんと思うことには異見を加え、心の丈を尽して忠告することにて、これまた世話の義なり。

ということです。私たちは、利用者さんと一緒になり、時には“保護”し、そして時には心の丈を尽く“命令”をして、仕事を行います。くれぐれも言いますが、職員と利用者は対等です。利用者さんは、客ではありません。職員は、使用人ではありません。運命共同体です。さわやか学舎はみんなの家(ホーム) みんなで集まって豊かな時を過ごす昼家(デイホーム)なのです。

私たちはこんな思いで仕事に取り組んでいます。  
ご意見をお聞かせください！メールで結構です。

## デイホームさわやか学舎 運営規程（抜粋）

### （事業の目的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 さわやか学舎（以下「事業者」という。）が開設する、“デイホームさわやか学舎”（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、事業者が目的とする「新しいふれあい社会」の一員として健康的な生活が送れるよう適正な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することにより利用者の居宅生活をサポートすることを目的とする。

### （事業の運営の方針）

第2条 介護保険法の第1条の目的にある国民共同連帯の理念に基づき利用者・家族、職員そしてボランティア等が共同して事業運営にあたります。なお、利用者と利用者、利用者と職員・ボランティアは、社会の一員として対等です。サポートを利用する側と提供する側だけの関係ではなく、事業所のサポートを越えた将来の助け合いの基盤となる関係作りに努めます。

2. 人の老いは、年齢や認知機能の衰えではありません。“社会関係の喪失”これが最も人を老いさせる。私たちは、利用者が社会や家庭の中での関係を保ち、主体的、かつ、自立的に生活し自分の能力を最大限に発揮することができるよう“ぬくもりのある関係づくり”に努めます。
3. 高齢者は人生の先達です。職員、ボランティアは、高齢者に対して学ぶ心を持ち、敬意をもって接します。
4. 人の心身機能は使わないと退化します。利用者の主体性、自主性を醸成し、自らが行う心身活動を支援いたします。また、通所介護活動の中で利用者の通常生活に役立つ活動については自立支援の観点から積極的に学舎のお手伝いをお願いいたします。（お手伝いが可能な方には、上げ膳、据え膳は行わない）なお、お手伝い（自立生活訓練）の際に怪我等のリスクが発生することが懸念されますがご理解をお願いいたします。
5. 利用者の心のよりどころはやはりご家族です。私たちは、家族と一緒に利用者の方の幸福を創造すると共に介護に携わることご家族の身体的、精神的負担の軽減が図れるよう努めます。
6. 利用者個人に適合したサポートを行うためには職員だけでは限界があります。利用者のより細かなニーズ、に対応するため、社会参加を促すために私たちはボランティアとの交流を多く持ちます。

この際、ボランティアにも基本的な介護教育を行い、車椅子操作・食事介助等職員の指示により介護補助業務を行っていただきます。

7. 利用者にとって、公的援助、地域との結びつきは大切です。関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び各種福祉サービスを提供者との連携を図り、安心できる暮らしのサポートに努めます。